

指定(介護予防)特定福祉用具販売 重要事項説明書

令和 年 月 日

様

株式会社きわなみ
ケアサポートきわなみ

ケアサポートきわなみ重要事項説明書

特定(介護予防)福祉用具販売事業

1. 事業者

- (1) 法人所在地 山口県宇部市大字際波725番地6
- (2) 法人名 株式会社きわなみ
- (3) 電話番号 0836-39-3303
- (4) 代表者氏名 代表取締役 奥西 陽子
- (5) 設立年月日 平成19年3月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業
- (2) 事業の目的 株式会社きわなみが開設するケアサポートきわなみ（以下「事業所」）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売（以下、「指定特定福祉用具販売等」）を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 ケアサポートきわなみ
介護保険事業者番号（3570203764）
- (4) 事業所の所在地 山口県宇部市大字際波726-3
- (5) 電話番号 0836-39-7622
- (6) 管理者氏名 奥西 利雄
- (7) 事業所の運営方針 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有するの能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ適切な指定特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。
2 事業の実施に当たっては、関係区市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日 平成29年10月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 宇部市・山陽小野田市
- (10) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～金曜日（祝日を含む）
但し、12月31日から1月3日までの年末年始は休業させていただきます。
営業時間 8:30～17:30（祝日も同じ）

(11) 職員体制

	常勤（人）		非常勤（人）		常勤換算	指定基準
	専従	兼任	専従	兼任		
管 理 者		1				
福祉用具専門相談員	1	2			2	2

① 管理者 1名（常勤職員、専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする

る。

② 専門相談員 2名以上

専門相談員は、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

3. 提供方法、内容等について

指定特定福祉用具販売等の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示し指定特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具等の販売に係る同意を得なければならないこと。
- (2) 販売する指定特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
- (3) 利用者の身体の状態等に応じて指定特定福祉用具等の調整を行うとともに、その使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、実際に指定特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に指定特定福祉用具販売等が位置づけられる場合には、専門相談員は当該計画に指定特定福祉用具販売等が必要な理由が記載されるように措置しなければならない。
- (5) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されていない場合は、専門相談員は福祉用具購入費の申請時に当該指定特定福祉用具販売等の提供が必要な理由等がわかる書類を確認しなければならない。

4. 販売費用について

指定特定福祉用具販売等の販売費用については、次のとおりとする。

- (1) 指定特定福祉用具販売等を提供した場合は、介護保険法第44条第3項に規定する「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売等に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。
 - ① 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 100円
 - ② 特別な搬入による場合 実 費
- (3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

5. 取り扱う種目

指定特定福祉用具販売等の取り扱う種目は、次のとおりとする。

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフト（つり具の部分）

6. その他運営についての留意事項

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はケアサポートきわなみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

7. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ケアサポートきわなみ	所 在 地：宇部市大字際波701番地 電話番号：0836-45-0500 受付時間：午前8時30分～午後5時30分
【市町村（保険者）の窓口】 宇部市 高齢者総合支援課	所 在 地：宇部市常盤町1丁目7番1号 電話番号：0836-34-8302
【市町村（保険者）の窓口】 山陽小野田市 高齢福祉課	所 在 地：山陽小野田市日の出1丁目1番1号 電話番号：0836-82-1172
【公的団体の窓口】 山口県国民健康保険団体連合会	所 在 地：山口市朝田1980番7号 電話番号：083-995-1010

10. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所 在 地	山口県宇部市大字際波701番地		
	法 人 名	株式会社きわなみ		
	代 表 者 名	代表取締役 奥西 陽子		印
	事 業 所 名	ケアサポートきわなみ		
	説 明 者 氏 名	奥西 利雄		印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業の提供開始に同意しました。

利用者	住 所			
	氏 名			印

署名代行者	住 所			
	氏 名	印	続 柄	
代行理由	□契約者の身体的状況により自筆が困難なため			
	□その他			

家族代表者	住 所			
	氏 名	印	続 柄	